

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部
を改正する省令案について（概要）

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

1. 改正の趣旨

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）においては、感染症の発生状況を把握するため、法第12条第1項の規定により、医師が同項第1号及び第2号に掲げる感染症の患者等を診断したときは、都道府県知事等に届け出ること（いわゆる全数把握）とされ、また、法第14条第2項の規定により、同条第1項の規定による指定を受けた医療機関の医師が五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの患者等を診断したときは、都道府県知事等に届け出ること（いわゆる定点把握）とされている。
- 五類感染症である薬剤耐性緑膿菌感染症については、定点把握するものとされているところ、今般、令和6年12月に開催された第92回厚生科学審議会感染症部会において、薬剤耐性緑膿菌感染症を定点把握対象疾患から全数把握対象疾患へ変更することとされ、また、令和7年2月に開催された第10回薬剤耐性（AMR）小委員会において、薬剤耐性緑膿菌感染症の名称を多剤耐性緑膿菌感染症とすべきとされたことを踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「規則」という。）について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 「薬剤耐性緑膿菌感染症」を「多剤耐性緑膿菌感染症」に名称変更する（規則第1条第38号関係）。
- 多剤耐性緑膿菌感染症を定点把握対象疾患から全数把握対象疾患へ変更するため、法第12条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症に加え、法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症から削る（規則第4条第5項及び第6条第1項の表関係）。
- その他所要の改正を行うとともに、所要の経過措置を設ける。

3. 根拠条項

- 法第6条第6項第9号、第12条第1項第2号並びに第14条第1項及び第2項

4. 施行期日等

○ 公布日：令和7年10月下旬（予定）

○ 施行期日：令和8年4月6日